

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第10条に基づく給付金に係る土地の使用状況と「使用又は収益」の開始日について

土地改良事業等の土地の使用状況に係る「使用又は収益」の開始日は、次のとおりとする。

土地の使用状況	「使用又は収益」の開始日
1 土地改良事業	「使用又は収益」の開始日は、一時利用地の指定日又は換地処分の公告日の翌日のいずれか早い日とする。
2 建築物（住宅等）	「使用又は収益」の開始日は、建築基準法第6条第1項及び同法第18条第3項の確認済証の交付日とする。
3 道路	「使用又は収益」の開始日は、道路管理者の所有地については、道路法第18条第1項の道路の区域決定の公示日とする。
4 土地の耕作	農地への原状回復を求められた場合の「使用又は収益」の開始日は、国が支障除去措置等を実施し、耕作が可能な状態で引き渡した日とする。
5 返還前から設置されている墳墓（墓地及び墓石）	返還前から設置されている墳墓を使用する場合の「使用又は収益」の開始日は、墳墓が設置されている周辺の土地について国が支障除去措置等を実施し、引き渡した日とする。

